

第12回 貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合 議事概要

日時：令和6年9月3日（火）15：00～16：45

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

事務局から資料説明の後、意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

【点呼点検時間の見直し案について】

- 前回の会議では、単純に乗務前と乗務後の最頻値を足して90分という提案だったが、今回は、乗務前及び乗務後の作業として必要な業務を精査したうえで、当該業務にかかる作業時間の平均値を積み上げた結果として、120分という提案になっているため、根拠が明確になったと言えると思う。

【新たな年間契約特例の検討について】

- 年間契約特例について、稼働日数が少ない場合は、そこからさらに3割引きするとほとんどバス事業者の収益にならない。稼働日数を加味した割引制度というものも含めて検討いただきたい。
- 年間契約の割引率については、割引率に幅を設ける等、バス事業者の意見も取り入れながら考えていきたい。
- 現状の年間契約については、コロナ等の大きな社会的変化により実働率が大幅に低下した場合、運賃が非常に安くなってしまう仕組みのため、引き続き様々な状況に対応できるような仕組みを考えていく必要がある。
- 年間契約については、年間契約の期間が10年といった長期の契約もあるが、運賃は2年ごとに見直すことになっているので、このことを踏まえた契約とする必要があるのではないかと考えている。
- 年間契約の計算で実働率を使用するのは、合理的な手法であると思うが、1～2年前の実績のため、実働率にタイムラグが生じているところは対策を考える必要がある。
- 実働率は乱高下するため、年間契約の計算において、実働率を使用すると

不安定になることから、単純に何割引と決めてしまってもよいのではないかと考える。

【実費収受の適正化の検討について】

- 前回の運賃料金ワーキングの際に検討事項に上がっていたバスガイド料金について、今後どのように検討していくのか。
- バスガイドのような実費料金については、国で価格を決定するのは難しい。安全コストを踏まえて、実費はかかった分だけ収受する等、実費収受の適正化の検討を行っていく。
- バスガイド料金については、コストの掛け方がバス事業者によって異なる。そのため、国が決まった料金を提示するのは難しいと考えている。かかった実費はきちんと転嫁するよう周知をしていきたい。
- バスガイド料等のサービスを受けた場合は、そのサービスを受けた分だけお金を支払うべきだが、それをバス事業者で負担するということになるそれが値引きになってしまうので、そのような行為を引き起こさないための対策を考えることが大切であると考ええる。
- バスガイド料金の現状は、自社でバスガイドを保有している会社と保有していない会社で金額に差が出ているため、業界内で議論はしているがなかなか一定の結論が導くのが難しい問題である。
- 利用者の方々に対しては、バスガイド料金等の実費料金を割り引いてしまうことにより、自分たちの安全を担保できなくなるということも訴えていく必要があると考える。
- 小中学校だと市区町村教育委員会、高校だと各都道府県ごとに修学旅行の実施基準があり、バスガイドの料金も定められていると聞いている。実施基準においてバスガイド料金がどのように決められているのかも見ていく必要があると考える。

【今後の運賃料金ワーキングに向けて】

- 修学旅行は、運賃の見直しがあると学校及びエージェントに影響を及ぼす可能性があるため、運賃の見直しを行うにあたっては、早いスケジュールで

検討を行っていただきたい。

- 運賃改定を行うにあたっては、原価調査を行うがサンプルが少ないと算定するに足る信頼性に欠けてしまうため、バス業界には改めて協力をお願いしたい。
- 価格転嫁というのは、他業界ではかなり早いスピードで行われているため、そのスピードに間に合わないと運転者確保が難しくなるのではないかと。運賃・料金ワーキンググループでは他事業の価格転嫁のスピード感と整合性が取れるような仕組みを考える必要があると考える。
- 原価調査を行って、調査が反映されるのが数ヶ月後になってしまうと、運賃改定を検討している間に物価に変動があった場合、特に燃料は、非常に乱高下するので、運賃改定をする際は対応について考えていく必要がある。

【その他】

- 前々回の運賃料金ワーキングの際に、走行時間を最低3時間にて計算するルールについて実態を踏まえて検証することになっていたと思うが如何か。加えて、過大な手数料の取り扱いはどうなっているのか。
- 走行時間のルールについては、バス業界と意見交換していく中で、問題点は点呼点検時間の妥当性であったため、今回、改めて点呼点検時間の見直し案を提案した。最低3時間の取扱いについては、現状においては、ご要望を含め、具体的に問題が生じているわけではないので、現状においてこれを変更することは考えていない。過大な手数料の取り扱いについては、前回の本会合において、特に商慣習を大きく上回り、逸脱するようなものについて対処をする方針が出ていると認識している。

以上